



2020年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
代表者名 取締役社長 伊藤 雅彦
(コード：5803 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員
コーポレート企画室長 岡田 直樹
(TEL. 03-5606-1112)

2020年3月期通期連結決算発表の日程 及び第172期定時株主総会にかかる基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、2020年3月期通期連結決算発表の日程及び第172期定時株主総会（以下、本株主総会といいます。）にかかる基準日を設定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 2020年3月期通期連結決算発表の日程について

当社は、2020年4月27日付「2020年3月期連結決算発表の延期に関するお知らせ」において、決算発表日を5月28日とする旨お知らせしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から決算及び監査従事者への十分な安全配慮を図る必要があることや、欧州等海外拠点における監査確定等に想定以上に時間を要しているなどの現状に鑑み、決算発表日を再度延期することといたしました。発表日につきましては、監査確定等にめどがつき次第、改めてお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社グループでは、中国での感染拡大期である2月に、中国所在の各拠点で稼働が低下しました。また、3月末にかけ自動車事業の主要顧客において全世界的に稼働停止となったことにより、当社各拠点の稼働停止等を行いました。これらによる、2020年3月期の当社連結業績に対する影響は、約9億円の損失と見積もっています。

2. 第172期定時株主総会にかかる議決権行使の基準日の設定について

1. に記載のとおり、2020年3月期にかかる監査確定等が未だ終了しないことなどから、当社定款に定める6月に本株主総会を開催することが困難となりました。

また、株主の皆様の本株主総会において充実したご審議を頂くためには、確定済みの事業報告及び計算書類を適切に報告することが必要であることから、本株主総会にかかる議決権行使の基準日を改めて設定し、その開催日を延期することといたしました。

3. 本株主総会の開催概要等

(1) 本株主総会に係る基準日の設定等

当社は、定款第14条の規定にかかわらず、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、以下のとおり基準日を定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- a. 基準日 : 2020年6月30日（火曜日）
- b. 公告日 : 2020年6月15日（月曜日）

c. 公告方法 : 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします)
<https://www.fujikura.co.jp/kessan/index.html>

(2) 本株主総会の開催概要

(1) 記載の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって本株主総会において議決権を行使することができる株主とし、同基準日から3か月以内に本株主総会を開催いたします。開催日時、開催場所、その他本株主総会開催の詳細につきましては、現時点では未定であり、確定後速やかにお知らせいたします。

4. 期末配当に関する事項

(1) 期末配当にかかる配当基準日の変更の有無

2020年3月期にかかる期末配当は無配といたしましたため、新たな基準日の設定はいたしません。

(2) その他配当に関して決定した事項

2020年3月期にかかる期末配当の予想につきましては、本日開示しております「特別損失の計上及び繰延税金資産の取崩し並びに通期連結業績予想、配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 今後の見通し (新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動への影響等)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全世界的に経済活動に対して深刻な影響が及んでおり、国内外経済のさらなる下振れリスクが懸念されます。現在のこの状況は過去に経験のない事態であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、景況感の悪化、それに伴う需要減少・投資意欲減退が懸念されます。現時点で、今後の事業活動への影響を見通すことは困難な状況となっています。

以上のような状況下、当社グループの生産活動については、現在のところ、自動車事業の北南米ブロック・欧州ブロックにおいて、各国における規制や顧客操業状況による拠点の稼働への影響が生じています。

また、今後の需要見通しは、エネルギー・情報通信事業については、社会インフラに関連するビジネスであり、現時点では大きな変動は見られない状況です。エレクトロニクス関連事業では、今年度については個人消費の落ち込みがあるものとみています。自動車事業では、自動車販売台数の落ち込み等により大きな影響を受けるものとみています。

また、国内は、感染拡大防止のため、緊急事態宣言の延長実施、宣言解除地域でも県境をまたぐ移動等の自粛要請等、経済活動に制限が続いている状況にあります。当社といたしましては、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大対策本部」の設置や在宅勤務、時差出勤、Web・電話会議の推奨、出張自粛、社会的距離をとった会議の実施等、感染拡大防止の観点からの企業活動を継続しています。

以上